

○ポイント補足まとめ

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類
共通	社会福祉実習の受け入れ (受け入れを行ったサービス種別のみ)	年間実人員10人以上  2職種以上でそれぞれ年間実人員10人以上	1  1.5	・社会福祉実習の受入れとは、国家資格取得にあたり現場実習等が必須となっている場合に当該実習等を受け入れたもの。 ・社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、保育士、看護師、保健師の実習など。	・受入人数及び受入日の実績及び何の職種のための実習かが確認できる書類(申込書類不可)
	教員養成介護体験等の受け入れ (受け入れを行ったサービス種別のみ)	年間実人員10人以上	0.5	・教員養成介護体験とは、義務教育諸学校の教員免許の取得にあたって行われる介護等の体験のこと。	・受入人数及び受入日の実績が確認できる書類(申込書類不可)
	福祉人材の育成への取組み (いずれか1事業) (受け入れを行ったサービス種別のみ)	中高生体験学習 1人が5日以上実習を行い、年間4人以上  小学校5年生での福祉学習にあわせ、小学校5・6年生の体験学習 年間10回以上	1	・児童・生徒に障害者等に対する正しい理解を深め、福祉教育を推進し、将来の福祉人材育成に資するもの。	・体験日数、受入人数及び受入日の実績が確認できる書類(申込書類不可) ・体験学習を行った小学校名、回数が確認できる書類
	福祉避難所	市町村と福祉避難所として協定を締結しており、以下のものが整備・確保されている。  ・衛星携帯電話、ラジオ、非常用自家発電機及びその燃料  ・非常食、飲料水を7日以上(入所者(利用者)、職員分の必要数に加え、受入予定人員分)  ・災害時における福祉避難所としての対応マニュアル	1		・協定書の写し ・備品台帳の写し(衛星携帯電話、ラジオ、非常用自家発電機及びその燃料の整備が確認できる書類) ・7日間の献立表など飲食料を入所者(利用者)、職員、受入予定人員分確保していることが確認できる書類 ・対応マニュアルの写し
救護施設	地域移行への積極的な取組み	救護施設居宅生活訓練事業の取組みを行った場合(施設事務費の加算となる場合を除く)	1		・居宅訓練生活事業実施報告書に準ずる書類
		地域移行の者との体験交流会、見学会、グループホーム体験会等、地域での生活に向けた情報を与える場の提供を年4回(季節ごと)実施し、かつ地域移行したものが年間定員の2.5%以上	1		・体験交流会等の実施状況が確認できる書類 ・地域移行の状況が確認できる書類
	自主・自立性の生活指導	入所者80%以上の作業支援、地域交流、対話会のいずれかを週1回以上実施	0.5		・実施状況が確認できる書類
		入所者85%以上の作業支援、地域交流、対話会のいずれかを週1回以上実施	1		
	食事に関する取組み	1週間あたりの選択食(昼食又は夕食)の実施が5日以上	0.5		・実施状況が確認できる書類
		1週間あたりの選択食(昼食又は夕食)の実施が5日以上に加え、月1回の行事食の提供を実施	1		
入浴に関する取組み	夜間入浴(入浴の時間帯全てが午後9時まで設定されている場合をいう。)を週3日以上実施	1		・実施状況が確認できる書類	
健康管理への取組み	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を年15回以上開催	0.5	・機能回復訓練業務委託費に該当する職種(理学療法士、作業療法士)については、対象とならない。	・実施状況が確認できる書類	
	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を年15回以上開催に加え、施設職員向けの研修を年3回以上開催	1			
女性自立支援施設	自立を促す指導	入所後2年以内の退所者が入所定員の40%以上	0.5	無断退所、他施設入所、入院等を理由とする退所者は対象外	・退所者氏名、入退所年月日、退所理由のわかるもの
		入所後2年以内の退所者が入所定員の50%以上	1		
		入所後2年以内の退所者が入所定員の60%以上	1.5		
	障害者の受入れ	入所者の20%以上	0.5	障害者とは、各種障害者手帳が交付されている者	・身体障害者手帳の写し等障害者であることが確認できるもの
入所者の30%以上		1			
入所者の40%以上		1.5			

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類
	退後の支援	退後の関係機関と連携した個別支援を年間12回以上実施	1	女性相談支援センター、福祉事務所、保健所等と連携をとり、自立生活のための相談、指導等の援助を行う	・連携体制のわかるもの ・支援記録等支援内容の確認できるもの
	就労への取組み	事業所への就職等一般就労への移行による退所者が全退所者の60%以上	1	退所理由が自営又は就職の退所者が対象	・退所者氏名、入退所年月日、退所理由のわかるもの
	地域生活への復帰に向けた取組み	入所者の要望を取り入れた施設外見学を年間18回以上実施	1	退所後の自立生活に役立つものに限る。	・要望の把握状況がわかるもの ・見学の日程表 ・見学先選定理由がわかるもの
	妊産婦又は外国人の受入れ	妊産婦又は外国人を入所者の5%以上の受入れ	0.5		・母子健康手帳の写し等妊産婦であることが確認できるもの ・外国人登録証、パスポートの写し等外国人であることが確認できるもの
	妊産婦又は外国人を入所者の10%以上の受入れ	1			
	妊産婦又は外国人を入所者の15%以上の受入れ	1.5			
乳児院	児童虐待の防止等に関する法律第2条に定める被虐待児の受入れ及び障害のある乳児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の10%以上	0.5	○被虐待児 ・措置費(被虐待児受入加算)の対象児童を除く。 ○障害児 ・身体障害者手帳、療育手帳及び自閉症状群診断書を持っている乳児に限る。 ・措置費(乳児院病虚弱等児童加算)の対象児童及び被虐待児を除く。	○被虐待児 ・被虐待児加算費適用通知の写しもしくは被虐待児であることの児童相談センターの証明 ・入所台帳等 ○障害児 ・手帳の写し(自閉症状群については、診断書の写し) ・入所台帳等
		措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の20%以上	1		
		措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の30%以上	1.5		
	児童福祉法第33条に定める一時保護の実施	年間延べ300人日以上受入れ	0.5		一時保護委託通知又は児童氏名、日数について実績のわかるもの
		年間延べ400人日以上受入れ	1		
		年間延べ500人日以上受入れ	1.5		
	里親支援事業	措置費の里親支援専門相談員加算を算定していない施設で、かつ、里親の委託後における養育相談を年間30回以上又は訪問援助活動を年間30回以上実施	1	家庭支援専門相談員が行う養育相談(被相談者の来園、来室を対象とする。電話相談も対象とする。)か訪問援助活動いずれかとし、合算はしない	家庭支援専門相談員の相談日誌又は出張命令簿活動記録
	保護者指導事業	被虐待児の家庭復帰後における相談援助活動を年間60回以上実施	1	家庭支援専門相談員が行うものとする。相談は定期に限らず、電話相談についても対象とする。	家庭支援専門相談員の相談日誌又は出張命令簿活動記録
	家庭的養護の推進	施設の小規模化(定員の30%以上)	0.5	小規模グループケアの定員+グループホーム(地域小規模児童養護施設等又は小規模グループケアの分園型)の定員/施設の合計定員	・小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設の認定通知 ・定員がわかる書類(加算申請書の写し等)
		施設の小規模化(定員の80%以上)	1		
母子生活支援施設	自立支援事業	入所後2年以内の退所者が入所定員の30%以上	0.5	無断退所、他施設入所、入院等を理由とする退所者は対象外	入退所者の氏名、入所日及び退所日、入所日数がわかる書類
		入所後2年以内の退所者が入所定員の40%以上	1		
		入所後2年以内の退所者が入所定員の50%以上	1.5		
	DV被害者、処遇困難者(外国人、障害者)の受入れ	措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の60%以上	0.5	措置費で加算を受けないDV世帯や処遇困難者(外国人、障害者)について補助金の対象とするもの	措置通知 DV等による入所証明(市など) 入所台帳

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類	
		措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の70%以上	1			
		措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の80%以上	1.5			
	就労支援事業	就労(内職は除く)している入所者が全入所者の80%以上	0.5	月の初日に就労している入所者の合計/月の初日の入所者数の合計	入所者数及び就労者数、勤め先、就労開始日の分かる書類	
		就労(内職は除く)している入所者が全入所者の90%以上	1			
		就労(内職は除く)している入所者が全入所者の100%	1.5			
	退所者支援事業	措置費の自立支援担当職員加算を算定していない施設で、かつ、退所者への継続指導、訪問活動を年間96回以上実施	1	療育相談(被相談者の来園、来室を対象とする。電話相談も対象とする)か訪問援助活動いずれかとし、合算はしない。	退所者であることが分かるもの 相談日誌又は出張命令簿及び活動記録	
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に定める一時保護の実施	年間延べ30人日以上の受入れ	0.5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に定める一時保護に限る	実績の分かるもの	
	児童養護施設	児童虐待防止等に関する法律第2条に定める被虐待児及び障害のある児童の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の40%以上	0.5	○被虐待児 ・措置費(被虐待児受入加算)の対象児童を除く。 ○障害児 ・身体障害者手帳、療育手帳及び自閉症状群診断書を持っている乳児に限る。 ・被虐待児を除く。	○被虐待児 ・被虐待児加算費適用通知の写しもしくは被虐待児であることの児童相談センターの証明 ・入所台帳等 ○障害児 ・手帳の写し(自閉症状群については、診断書の写し) ・入所台帳等
			措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の60%以上	1		
			措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の70%以上	1.5		
児童福祉法第33条に定める一時保護の実施		年間延べ200人日以上の受入れ	0.5		一時保護委託通知又は児童氏名、日数について実績のわかるもの	
		年間延べ300人日以上の受入れ	1			
		年間延べ400人日以上の受入れ	1.5			
里親支援事業		措置費の里親支援専門相談員加算を算定していない施設で、かつ、養育相談を年間24回以上又は訪問援助活動を年間24回以上実施	1	・家庭支援専門相談員が行う当該施設の元入所児童である里親委託児童についての相談に限る。 ・養育相談(被相談者の来園、来室及び電話相談を対象とする。)又は訪問援助活動のいずれかとし、合算はしない。	家庭支援専門相談員の相談日誌又は出張命令簿 活動記録	
家庭復帰等退所児童支援事業		措置費の自立支援担当職員加算を算定していない施設で、かつ、訪問活動を年間48回以上実施	1		活動がわかる書類	
家庭的養護の推進		施設の小規模化・地域分散化(定員の30%以上)	0.5	小規模グループケアの定員+グループホーム(地域小規模児童養護施設等又は小規模グループケアの分園型)の定員/施設の合計定員	・小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設の認定通知 ・定員がわかる書類(加算申請書の写し等)	
		施設の小規模化・地域分散化(定員の80%以上)	1			
児童心理治療施設	児童虐待防止等に関する法律第2条に定める被虐待児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の50%以上	0.5	○被虐待児 ・措置費(被虐待児受入加算)の対象児童を除く。 ○障害児 ・身体障害者手帳、療育手帳及び自閉症状群診断書を持っている乳児に限る。 ・措置費(乳児院病虚弱等児童加算)の対象児童及び被虐待児を除く。	・被虐待児加算費適用通知の写しもしくは被虐待児であることの児童相談センターの証明 ・入所台帳等	
		措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の60%以上	1			
		措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の70%以上	1.5			
	児童福祉法第33条に定める一時保護の実施	年間延べ100人日以上の受入れ	0.5		一時保護委託通知又は児童氏名、日数について実績のわかるもの	
		年間延べ200人日以上の受入れ	1			
年間延べ300人日以上の受入れ		1.5				

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類
	治療の推進と家庭復帰の支援	治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の30%以上	0.5		入所日、退所日のわかる一覧表 入所者の退所を証明する書類
		治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の40%以上	1		
		治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の50%以上	1.5		
	退所児童支援事業	措置費の自立支援担当職員加算を算定していない施設で、かつ、退所児童への訪問活動を年間60回以上実施	1	家庭支援専門相談員が行う訪問援助活動に限る。	家庭支援専門相談員の相談日誌又は出張命令簿 活動記録
保護者指導事業	入所児の家庭復帰に向けた家庭訪問を年間48回以上実施	1	家庭支援専門相談員が行う訪問援助活動に限る。	家庭支援専門相談員の相談日誌又は出張命令簿 活動記録	
福祉／医療型障害児入所施設	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1	本ポイントにおける地域移行は次の移行を基準とする。(単に移行した事実だけでなく、個別支援計画に基づく支援内容、他支援事業の利用促進など、総合的に判断する) ・入所施設⇒GH・福祉ホーム・単身世帯等 ・GH・福祉ホーム⇒単身世帯等  【計算方法】 地域移行者数÷定員(※) ≥2.5% 算定可  ※年度途中で定員が変更した場合は、基準達成認定期間4月～3月の平均とすること。 (例) 4月～10月:定員50名 11月～3月:定員55名  (50名 × 7か月 + 55名 × 5か月) / 12か月 ≒ 53名 (小数点以下は切上げ)	地域移行の詳細が分かる書類 ・退所日・移行先が分かるもの ・ケース記録等本人への働きかけが分かるもの ※左記の計算式を記載すること
		短期入所の積極的な取り組み	(空床型)年間延べ750人日以上	1	
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児(18歳未満)並びに措置費加算や給付費加算の対象とならない注意欠陥多動性障害及びアスペルガー症候群と診断された児童が措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の20%以上	0.5	加算を算定している場合は対象外	・診断されたことが分かる書類 ・給付費明細書(加算を算定していないことがわかる書類) ・措置費加算対象となっている被虐待児を除いた入所者数が分かる書類
第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	「前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし」とは、前回(直近)及び今回受審した全評価項目でC評価がないこと。なお、前回(直近)受審時が受審初年度等の場合も、評価項目大区分「適切なサービスの実施」の評価項目の他、すべての評価項目大区分の評価項目でC評価がないこと。「改善された項目あり」とは、前回B評価だった項目がA評価となっていること。	・前回の評価結果 ・今回の評価結果 ・受審していない年に自己評価を行ったことが分かる書類(前回と今回の間の年について提出すること) ※初年度の場合はその旨記載	
児童発達支援セ	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児(18歳未満)並びに措置費加算や給付費加算の対象とならない注意欠陥多動性障害及びアスペルガー症候群と診断された児童が措置費加算の対象となる被虐待児を除いた利用者の10%以上	0.5	加算を算定している場合は対象外	・診断されたことが分かる書類 ・給付費明細書(加算を算定していないことがわかる書類) ・措置費加算対象となっている被虐待児を除いた入所者数が分かる書類

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類
ンター	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	「前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし」とは、前回(直近)及び今回受審した全評価項目でC評価がないこと。なお、前回(直近)受審時が受審初年度等の場合も、評価項目大区分「適切なサービスの実施」の評価項目の他、すべての評価項目大区分の評価項目でC評価がないこと。「改善された項目あり」とは、前回B評価だった項目がA評価となっていること。	・前回の評価結果 ・今回の評価結果 ・受審していない年に自己評価を行ったことが分かる書類(前回と今回の間の年について提出すること) ※初年度の場合はその旨記載
養護老人ホーム	認知症予防・進行防止又はADLの維持向上のための取組み	専門職員(OT、PTに限る)による入所者の特性に応じた機能回復訓練を月4回以上実施	1.5	・集団での実施は対象としない。 ・実施回数については1年の実施回数を平均し、月4回以上実施していれば対象とする。	・計画書等 ・機能回復訓練の実績が確認できるもの
	生きがい活動支援に係る取組み(外部の指導者によるクラブ活動)	1年間で延156回以上実施	1	・講師の都合等でクラブを休止した場合でも、振り替えて実施する等、1年で156回以上実施すること。 ・リモートによる実施も対象とする。ただし、実施に支障のない場合に限る。	・活動の実施記録がわかるもの(クラブ日誌、業務日誌等) ・講師の依頼についてわかるもの
	生きがい活動支援に係る取組状況(無償送迎)	外出又は買物に係る送迎の利用者の延人数が、定員×52週×30%以上	0.5	・1度の便で往復する場合、1名とカウントする。 ・行きと帰りで便が異なる場合、それぞれを1名とカウントしてよい(延べ2名)。(例:定期便の実施の場合、午前便、午後便の利用はそれぞれ1名とカウントしてよい。) ・送迎について対価(ガソリン代等)が伴う場合は対象外とする。	・無償送迎実施の実績がわかるもの
	健康管理への取組状況	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を月1回以上開催	1	・「保健師・衛生士等」とは国家資格保有者を想定している。 ・リモートによる実施も対象とする。ただし、実施に支障のない場合に限る。	・専門職員の免許状等の写し ・健康教室の開催の実績が確認できるもの
	健康管理への取組状況(歯科健診)	定員の90%以上の入居者が年1回以上歯科健診を受診	1	年間を通じて定員に達していない場合、当該年度の月平均入居者数の90%以上で対象とする。	・人数分の健康診断書の写し
	医療機関との連携	医師及び歯科医師による入所者の健康管理を月1回以上実施	1	・医師、歯科医師の両方の実施が必要である。	・業務日誌や看護記録等の健康管理実施の実績がわかるもの
	災害対策	防災訓練等に地元消防団及び地域住民が参加するとともに、非常災害時の役割等の情報交換を年1回以上実施	1	・情報交換とは (1)地震等、地域に災害が発生した場合に施設が果たす役割 (2)火災等、施設に災害が発生した場合に地域が果たす役割	・情報交換の内容がわかるもの(議事録等) ・防災訓練等に地域住民及び消防団が参加したことがわかるもの。 ・防災訓練等の実施記録
軽費老人ホーム	認知症予防・進行防止又はADLの維持向上のための取組み	専門職員(OT、PTに限る)による入所者の特性に応じた機能回復訓練を月4回以上実施	1.5	・集団での実施は対象としない。 ・実施回数については1年の実施回数を平均し、月4回以上実施していれば対象とする。	・計画書等 ・機能回復訓練の実績が確認できるもの
	生きがい活動支援に係る取組み(外部の指導者によるクラブ活動)	1年間で延156回以上実施	1	・講師の都合等でクラブを休止した場合でも、振り替えて実施する等、1年で156回以上実施すること。 ・リモートによる実施も対象とする。ただし、実施に支障のない場合に限る。	・活動の実施記録がわかるもの(クラブ日誌、業務日誌等) ・講師の依頼についてわかるもの
	生きがい活動支援に関する取組状況(無償送迎)	外出又は買物に係る送迎の利用者の延人数が、定員×52週×40%以上	0.5	・1度の便で往復する場合、1名とカウントする。 ・行きと帰りで便が異なる場合、それぞれを1名とカウントしてよい(延べ2名)。(例:定期便の実施の場合、午前便、午後便の利用はそれぞれ1名とカウントしてよい。) ・送迎について対価(ガソリン代等)が伴う場合は対象外とする。	・無償送迎実施の実績がわかるもの

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類
	健康管理への取組状況	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を月1回以上開催	1	・「保健師・衛生士等」とは国家資格保有者を想定している。 ・リモートによる実施も対象とする。ただし、実施に支障のない場合に限る。	・専門職員の免許状等の写し ・健康教室の開催の実績が確認できるもの
	健康管理への取組状況(歯科健診)	定員の70%以上の入居者が年1回以上歯科健診を受診	1	年間を通じて定員に達していない場合、当該年度の月平均入居者数の70%以上で対象とする。	・人数分の健康診断書の写し
	医療機関との連携	医師及び歯科医師による入所者の健康管理を月1回以上実施	1	・医師、歯科医師の両方の実施が必要である。	・業務日誌や看護記録等の健康管理実施の実績がわかるもの
	災害対策	防災訓練等に地元消防団及び地域住民が参加するとともに、非常災害時の役割等の情報交換を年1回以上実施	1	・情報交換とは (1)地震等、地域に災害が発生した場合に施設が果たす役割 (2)火災等、施設に災害が発生した場合に地域が果たす役割	・情報交換の内容がわかるもの(議事録等) ・防災訓練等に地域住民及び消防団が参加したことがわかるもの。 ・防災訓練等の実施記録
施設入所支援	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1	本ポイントにおける地域移行は次の移行を基準とする。(単に移行した事実だけでなく、個別支援計画に基づく支援内容、他支援事業の利用促進など、総合的に判断する) ・入所施設⇒GH・福祉ホーム・単身世帯等 ・GH・福祉ホーム⇒単身世帯等  【計算方法】 地域移行者数÷定員(※) ≥ 2.5% 算定可 ※年度途中で定員が変更した場合は、基準達成認定期間4月～3月の平均とすること。 (例) 4月～10月:定員50名 11月～3月:定員55名  (50名 × 7か月 + 55名 × 5か月) / 12か月 ≒ 53名 (小数点以下は切上げ)	地域移行の詳細が分かる書類 ・退所日・移行先が分かるもの ・ケース記録等本人への働きかけが分かるもの ※左記の計算式を記載すること
		短期入所の積極的な取組み	(空床型)年間延べ180人日以上	1	空床型・有床型のどちらか一方のみで算定すること。
		(有床型)次の算式により計算した値が75%以上 年間延べ入日数/(専用床数×365日)	0.5		短期入所実績の分かる書類 ※専用床数及び左記の計算式を記載すること
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.5	加算を算定している場合は対象外	・強度行動障害及び医療的ケアが必要なことが分かる書類(医師の指示書等) ・受給者証の写し ・給付費明細書(加算を算定していないことがわかる書類) ※対象者について3点そろえて提出すること
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	「前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし」とは、前回(直近)及び今回受審した全評価項目でC評価がないこと。なお、前回(直近)受審時が受審初年度等の場合も、評価項目大区分「適切なサービスの実施」の評価項目の他、すべての評価項目大区分の評価項目でC評価がないこと。「改善された項目あり」とは、前回B評価だった項目がA評価となっていること。	・前回の評価結果 ・今回の評価結果 ・受審していない年に自己評価を行ったことが分かる書類(前回と今回の間の年について提出すること) ※初年度の場合はその旨記載

1 施設種別	2 事業	3 基準		4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類
障害福祉サービス事業所	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上		1	<p>本ポイントにおける地域移行は次の移行を基準とする。(単に移行した事実だけでなく、個別支援計画に基づく支援内容、他支援事業の利用促進など、総合的に判断する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設⇒GH・福祉ホーム・単身世帯等</li> <li>・GH・福祉ホーム⇒単身世帯等</li> </ul> <p>※例えば、生活介護利用者であってGHに入居していた者が単身世帯に移行した場合、生活介護での支援を評価して生活介護事業所も算定可</p> <p><b>【計算方法】</b>            地域移行者数÷定員※≥2.5% 算定可</p> <p>※年度途中で定員が変更した場合は、基準達成認定期間4月～3月の平均とすること。            (例)            4月～10月:定員50名            11月～3月:定員55名</p> $(50名 \times 7か月 + 55名 \times 5か月) / 12$ $か月 \approx 53名$ (小数点以下は切上げ)	地域移行の詳細が分かる書類 ・退所日・移行先が分かるもの ・ケース記録等本人への働きかけが分かるもの ※左記の計算式を記載すること
		短期入所の積極的な取組み	(有床型) 次の算式により計算した値が75%以上 年間延受入日数/(専用床数×365日)	0.5	障害者支援施設にあっては、施設入所支援のポイントとして算定すること。(障害福祉サービス事業所のポイントとしては算定不可)	短期入所実績の分かる書類 ・専用床数及び左記の計算式を記載すること
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ		0.5	加算を算定している場合は対象外	・強度行動障害及び医療的ケアが必要なことが分かる書類(医師の指示書等) ・受給者証の写し ・給付費明細書(加算を算定していないことがわかる書類) ※対象者について3点そろえて提出すること
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)		1	・「前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし」とは、前回(直近)及び今回受審した全評価項目でC評価がないこと。なお、前回(直近)受審時が受審初年度等の場合も、評価項目大区分「適切なサービスの実施」の評価項目の他、すべての評価項目大区分の評価項目でC評価がないこと。 「改善された項目あり」とは、前回B評価だった項目がA評価となっていること。	・前回の評価結果 ・今回の評価結果 ・受審していない年に自己評価を行ったことが分かる書類(前回と今回の間の年について提出すること) ※初年度の場合はその旨記載

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類
グループホーム・福祉ホーム	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1	<p>本ポイントにおける地域移行は次の移行を基準とする。(単に移行した事実だけでなく、個別支援計画に基づく支援内容、他支援事業の利用促進など、総合的に判断する)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設⇒GH・福祉ホーム・単身世帯等</li> <li>・GH・福祉ホーム⇒単身世帯等</li> </ul> <p>【計算方法】  地域移行者数÷定員(※) ≥2.5% 算定可</p> <p>※年度途中で定員が変更した場合は、基準達成認定期間4月～3月の平均とすること。  (例)  4月～10月:定員50名  11月～3月:定員55名</p> $(50名 \times 7か月 + 55名 \times 5か月) / 12か月 \approx 53名$ (小数点以下は切上げ)	<p>地域移行の詳細が分かる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退所日・移行先が分かるもの</li> <li>・ケース記録等本人への働きかけが分かるもの</li> </ul> <p>※左記の計算式を記載すること</p>
	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上又は入居者の就業率75%以上	1	<p>就業率は、年間延べ入居者数に対する雇用契約を要する事業所(就労継続支援A型雇用型)及び企業等に就業している入居者の年間延べ人数(年間延べ就業者数)の割合により算出する。</p> <p>【計算式】  年間延べ就業者数/年間延べ入居者数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約書等の写し</li> <li>・就業の実績が分かる書類(入所者名簿、利用する事業所・勤務先が分かるもの)</li> </ul> <p>※左記の計算式を記載すること</p>
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.5	加算を算定している場合は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害及び医療的ケアが必要なことが分かる書類(医師の指示書等)</li> <li>・受給者証の写し</li> <li>・給付費明細書(加算を算定していないことがわかる書類)</li> </ul> <p>※対象者について3点そろえて提出すること</p>
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	<p>「前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし」とは、前回(直近)及び今回受審した全評価項目でC評価がないこと。なお、前回(直近)受審時が受審初年度等の場合も、評価項目大区分「適切なサービスの実施」の評価項目の他、すべての評価項目大区分の評価項目でC評価がないこと。「改善された項目あり」とは、前回B評価だった項目がA評価となっていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の評価結果</li> <li>・今回の評価結果</li> <li>・受審していない年に自己評価を行ったことが分かる書類(前回と今回の間の年について提出すること)</li> </ul> <p>※初年度の場合はその旨記載</p>

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	補足説明	実績報告時の提出書類
就労継続A型事業所	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上	1		・雇用契約書、就業証明書等の写し(移行日がわかるもの)
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	・「前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし」とは、前回(直近)及び今回受審した全評価項目でC評価がないこと。なお、前回(直近)受審時が受審初年度等の場合も、評価項目大区分「適切なサービスの実施」の評価項目の他、すべての評価項目大区分の評価項目でC評価がないこと。 「改善された項目あり」とは、前回B評価だった項目がA評価となっていること。	・前回の評価結果 ・今回の評価結果 ・受審していない年に自己評価を行ったことが分かる書類(前回と今回の間の年について提出すること) ※初年度の場合はその旨記載
就労継続B型事業所	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上	1		・雇用契約書、就業証明書等の写し(移行日がわかるもの)
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	・「前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし」とは、前回(直近)及び今回受審した全評価項目でC評価がないこと。なお、前回(直近)受審時が受審初年度等の場合も、評価項目大区分「適切なサービスの実施」の評価項目の他、すべての評価項目大区分の評価項目でC評価がないこと。 「改善された項目あり」とは、前回B評価だった項目がA評価となっていること。	・前回の評価結果 ・今回の評価結果 ・受審していない年に自己評価を行ったことが分かる書類(前回と今回の間の年について提出すること) ※初年度の場合はその旨記載

※ **基準達成の認定は、令和6年4月から令和7年3月までの実績を対象とする。**

※ 年度途中の開所等により、対象期間が12か月に満たない場合は、月数に応じて基準値を調整する。(基準値×(算入可能月数/12月))

※ **「入所者」及び「入居者」とは、当該期間中に入所・入居していた実人員である。**

(令和6年4月1日現在の入所・入居者数+令和7年3月31日までの新規入所者数)

※ 障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、宿泊型自立訓練、機能訓練、生活訓練、就労移行支援を行う施設については、第1欄中「障害福祉サービス事業所」を適用する。

※ 障害者総合支援法に基づく共同生活援助及び福祉ホームを行う施設については、第1欄中「グループホーム、福祉ホーム」を適用する。